様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年1月15日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） ｱｲ･ｴｲﾁ･ｱｲ  一般事業主の氏名又は名称 株式会社ＩＨＩ  （ふりがな） ｲﾃﾞ ﾋﾛｼ  （法人の場合）代表者の氏名 　井手　博  住所　〒135-8710  東京都江東区豊洲三丁目１－１豊洲ＩＨＩビル  法人番号　4010601031604  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | グループ経営方針2023 | | 公表日 | 2023年　　5月　　9日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 【公開方法】  2023年5月9日開催の決算発表会で公表  【公表場所】  IHIホームページ  TOP＞株主・投資家情報＞IRイベント＞決算説明会＞2022年度　決算発表会（2023年5月9日開催）  https://www.ihi.co.jp/ir/event/statements\_meeting/\_cms\_conf01/\_\_icsFiles/afieldfile/2023/05/22/GroupManagementPolicy2023\_1.pdf  【記載箇所・ページ】   * P14「持続的な高成長を実現する事業の変革」 * P21「変革を実現する企業体質」 | | 記載内容抜粋 | * 事業変革への道筋 * ライフサイクルを通じた価値提供 * バリューチェーン全体の構築や価値向上 * 変革を実現する企業体質 * 事業・企業体質の変革を成し遂げる変革人財の育成と獲得 * 事業変革に不可欠となるデジタル基盤の高度化 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | グループ経営方針2023は、取締役会の会議に付議され、2023年5月9日に承認 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | IHI統合報告書2023 | | 公表日 | 2023年　　9月　　29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 【公開方法】  IHIホームページに掲載  【公表場所】  IHIホームページ  TOP＞株主・投資家情報＞IR資料室＞統合報告書＞バックナンバー＞2023年度  https://www.ihi.co.jp/ir/library/annual/pdf/integrated2023\_all.pdf  【記載箇所・ページ】   * P51、52「DX戦略」 | | 記載内容抜粋 | 【事業別のDX戦略】   * 成長事業：航空エンジン・ロケット分野 * Fit to Standardアプローチ * デジタル基盤の強靭化、生産効率改革、開発プロセス改革、業務構造改革、カーボンニュートラルの推進 * デジタルスレッドの完成 * 育成事業：クリーンエネルギー分野 * 新たな事業創出の展開 * アンモニアバリューチェーンの構築とデジタル技術の活用 * 効率的なアンモニア製造方法の確立 * 中核事業：エネ・産汎・社基分野 * LCBの深化と進化に向けたデジタル技術の活用 * お客さま・パートナーとのデータ連携によるライフサイクルを通じた課題解決の実現 * 業務プロセス改革による製品・サービスの開発・供給スピードの向上   【本社機能におけるDX戦略】   * 財務DX * 業務の効率化と高度化 * 財務・業績に関わる業務プロセスの再構築 * 効果的なデータ収集・蓄積・活用の仕組みづくり * 人事DX * 変革人財の育成・獲得 * タレントマネジメントシステムの構築 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 統合報告書は当社取締役会で承認された方針に基づき作成された公表媒体。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 【組織づくり】  IHI統合報告書2023   * P63、64「サスティナビリティ・ガバナンス」   【デジタル人材の育成・確保】  IHI統合報告書2023   * P51、52「DX戦略」 | | 記載内容抜粋 | 【組織づくり】  全社にまたがる課題については、適宜、全社委員会を設置することで、委員会で審議・決定した方針が各部門の具体的な施策に反映される体制にしています。  これら会議や委員会における議論のうち、経営上の重要な意思決定に関わるものについては、経営執行における意思決定機関である経営会議での審議を経て、取締役会に付議しています。  ※DX推進委員会もここに含まれます。  【デジタル人材の育成・確保】  ・DXおよびデジタル人財の育成・強化  社会課題やお客さま価値を理解し、ビジネスモデルや業務プロセスそのものを、デジタル技術を駆使して変革するためには、DXを理解して変革できる人財（DX人財）とそれをAI/データ分析や情報セキュリティ、ICTなどのデジタル技術で支える人財（デジタル人財）が不可欠です。DX人財の育成としては、IHIアカデミーの経営・専門人財育成プログラムと連動しながら、IHIグループ全社員に対して、職務に応じた教育を実施します。また、外部採用も積極的に行なう方針です。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | IHI統合報告書2023  P51、52「DX戦略」 | | 記載内容抜粋 | (2)データマネジメント基盤の構築  データガバナンスを確立した上で、SBUや事業領域の枠を超えた全社共通で利用可能なデータやツールを束ねたデータマネジメント基盤を構築し、さらなる高度化を図ります。財務、人事、業務プロセスから発生するインターナルのデータ、お客さまの当社／他社設備データなどのエクスターナルのデータ、各現場のアプリケーションツール等を収集・蓄積して再利用可能とします。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | IHI統合報告書2023 | | 公表日 | 2023年　　9月　　29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 【公開方法】  IHIホームページに掲載  【公表場所】  IHIホームページ  TOP＞株主・投資家情報＞IR資料室＞統合報告書＞バックナンバー＞2023年度  https://www.ihi.co.jp/ir/library/annual/pdf/integrated2023\_all.pdf  【記載箇所・ページ】  P39、40「グループ経営方針2023」  P51、52「DX戦略」 | | 記載内容抜粋 | * 経営目標（2025年度） * 営業利益率　7.5% * 税引後ROIC 　8%以上 * CCC　100日 * DX戦略   「グループ経営方針2023」に基づき、「持続的な高成長を実現する事業の変革」の実現に向けて、「その変革に不可欠となるデジタル基盤の高度化」を実効ある形で強力に推し進めることで、IHIグループのデジタルトランスフォーメーションを加速させます。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　　9月　　30日 | | 発信方法 | 「IHI統合報告書2024」をＩＨＩホームページにて公開  https://www.ihi.co.jp/ir/library/annual/pdf/IHI\_Integrated\_Report2024\_open.pdf | | 発信内容 | * P5～10トップメッセージ（抜粋）   「グループ経営方針2023」のその先に向けて、“IHIグループはバリューチェーンを創造する”企業への変革を進めていきます。  ※グループ経営方針2023において、事業変革のためには、不可欠なデジタル基盤の高度化、そして企業体質の変革を成し遂げる上で最も重要である変革人財の育成・獲得を積極的に進めるとしています。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年10月頃　～　　2024年　12月頃 | | 実施内容 | 12月にDX推進指標による自己診断結果を本認定更新申請に合わせ入力サイトから提出 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2019年　4月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | * IHIグループでは、グループDX担当役員を情報セキュリティ最高責任者とした情報セキュリティ推進体制を構築している。DX推進委員会に置いた情報セキュリティ部会を取りまとめ機関とし、IHIの本社部門・事業領域・SBUおよび関係会社ごとに統括管理責任者を置いて、情報セキュリティ活動に取り組んでいる。経営上特に重要な事項については、取締役会への付議を行う。 * 2019年度以降、PDCAにおける「C（Check）」機能の強化として、自組織・事業領域・コーポレート部門による3段階の情報セキュリティ監査体制を構築している。 * 自組織（IHIの各部門および関係会社）における内部監査、コーポレート部門による文書監査、主管部門である事業領域による監査をそれぞれ実施してる。2021年度以降は、事業領域が、主管する全てのSBU・関係会社を対象として、情報セキュリティ対策状況の監査を実施し、発見された課題に対して改善を進めている。 * IHIグループの中でも国の重要な業務に携わる部署およびグループ会社では、社外の専門機関による情報セキュリティの国際規格ISO27001の認証審査を毎年受け、高いセキュリティレベルの維持に努めている。   上記内容をIHI SUSTAINABILITY DATA BOOK2024のP123、124の情報セキュリティの強化の中で説明している。  https://www.ihi.co.jp/sustainable/data/sustainabilitydatabook/pdf/sdb2024\_interactive.pdf   * IHIホームページのTOP＞サスティナビリティ＞ガバナンス＞情報セキュリティの強化において、情報セキュリティポリシーを公開いしている。   https://www.ihi.co.jp/sustainable/governance/security/#:~:text=IHI%E3%82%B0%E3%83%AB%E3%83%BC%E3%83%97%E6%83%85%E5%A0%B1%E3%82%BB%E3%82%AD%E3%83%A5%E3%83%AA%E3%83%86%E3%82%A3%E3%83%9D%E3%83%AA%E3%82%B7%E3%83%BC、-IHI%E3%82%B0%E3%83%AB%E3%83%BC%E3%83%97%E3%81%8C&text=IHI%E3%82%B0%E3%83%AB%E3%83%BC%E3%83%97%E3%81%AF%E3%80%81%E6%BC%8F%E6%B4%A9%E3%80%81%E7%9B%97%E9%9B%A3、%E3%81%AB%E6%AD%A2%E3%82%81%E3%82%8B%E3%82%88%E3%81%86%E3%81%AB%E5%8A%AA%E3%82%81%E3%82%8B%E3%80%82 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。